宗像市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

宗像市立小中学校管理規則（平成１５年宗像市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２３条の次に次の１条を加える。

（学校運営評議委員会）

第２３条の２　宗像市立学校の通学区域に関する規則（平成１５年宗像市教育委員会規則第１４号）別表第２に規定する中学校通学区域内に設置された小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）の校長は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を促進するため、当該中学校通学区域毎に当該小中学校に係る学校運営評議委員会を設置することができる。

２　学校運営評議委員会は、小中学校の運営に関し、意見を述べることができる。

３　小中学校の校長は、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

４　学校運営評議委員会の委員は、当該小中学校のすべての校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

５　学校運営評議委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第２４条第２項を削る

第２４条の次に次の１条を加える。

（学校評価）

第２４条の２　校長は、毎学年の終わりに、前条各号に掲げる事項の達成状況等について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、児童及び生徒の保護者に説明しなければならない。

２　校長は、前項の自己評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

３　校長は、第１項の自己評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、市長に報告するものとする。

第２９条第１項中「台帳」の次に「及び遊具を整備するための台帳」を加え、同条第２項を削る。

第３０条中「報告し、指示を受けなければならない」を「報告しなければならない」に改める。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

宗像市立小中学校管理規則新旧対照表

改正案	現行
(学校運営評議委員会) 第23条の2　宗像市立学校の通学区域に関する規則(平成15年宗像市教育委員会規則第14号)別表第2に規定する中学校通学区域内に設置された小学校又は中学校(以下「小中学校」という。)の校長は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を促進するため、当該中学校通学区域毎に当該小中学校に係る学校運営評議委員会を設置することができる。 2　学校運営評議委員会は、小中学校の運営に関し、意見を述べることができる。 3　小中学校の校長は、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。 4　学校運営評議委員会の委員は、当該小中学校のすべての校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。 5　学校運営評議委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	
(学校の説明責任) 第 24 条　校長は、毎学年の初めに、児童及び生徒の保護者に対し次の事項について説明しなければならない。 (1)から(4)まで　略	(学校の説明責任) 第 24 条　校長は、毎学年の初めに、児童及び生徒の保護者に対し次の事項について説明しなければならない。 (1)から(4)まで　略 2　校長は、毎学年の終わりに、前項各号に掲げる事項の達成状況等について自己評価を行い、その結果を教育委員会に報告するとともに、児童及び生徒の保護者に説明しなければならない。
(学校評価) 第 24 条の 2　校長は、毎学年の終わりに、前条各号に掲げる事項の達成状況等について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、児童及び生徒の保護者に説明しなければならない。 2　校長は、前項の自己評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 3　校長は、第1項の自己評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、市長に報告するものとする。	

(備品台帳) 第 29 条　校長は、学校の備品を整備するための台帳及び遊具を整備するための台帳を作成し、変更がある場合はその補正を行い、現況を明らかにしておかなければならない。	(備品台帳) 第 29 条　校長は、学校の備品を整備するための台帳を作成し、変更がある場合はその補正を行い、現況を明らかにしておかなければならない。 2　前項の台帳の様式、記載の要領等は、宗像市財産規則(平成 15 年宗像市規則第 38 号)の定めるところによる。
(亡失又はき損) 第 30 条　校長は、学校の施設等が亡失又はき損した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。	(亡失又はき損) 第 30 条　校長は、学校の施設等が亡失又はき損した場合は、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。